

健保連人間ドック健診に関する協定書

健保連人間ドック健診に関する契約書第7条により、その実施細目に関し健康保険組合連合会（以下「甲」という）と全日本病院協会（以下「乙」という）との間に次の事項を協定する。

第1条 被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という）が健保連人間ドック健診を利用する健康保険組合（以下「組合」という）は、別紙様式第1号「健保連人間ドック健診申込書」、或いは乙が指定した健保連人間ドック健診を実施する病院等（以下「指定病院等」という）が定める申込書に必要事項を記入し、少なくとも2週間前までに指定病院等に申し込む。

第2条 前条の申込書により申し込みを受けた指定病院等は、健診日を決定の上、申し込みをした組合に対し、別紙様式第2号「健保連人間ドック健診利用者通知書」、或いは乙が指定した健保連人間ドック健診を実施する指定病院等が定める通知書を送付するものとする。

第3条 利用者通知書の送付を受けた組合は、当該通知書を被保険者等に交付する。交付を受けた被保険者等は、受診当日、通知書を指定病院等の受付に提示して受診する。

第4条 指定病院等は健保連人間ドック健診に関する費用（以下「利用料」という）をとりまとめ、当該組合へ直接請求する。

第5条 請求を受けた組合は、指定期日までに利用料を指定病院等に対し支払う。

第6条 指定病院等が第4条に定められた請求を行う際、及び第5条による支払いを受けた際には、請求書もしくは領収証に、ドック費用のうち、特定健康診査（質問票を含む）の料金を明記することを原則とする。

第7条 乙が定める指定病院等の指定期間は、指定を受けた日より原則として3年とし、施設その他の面から総合的に審査判断し、甲乙協議の上、3年に一度、一斉に指定更新を行う。なお、3年毎の指定更新の途中で新たに指定を受けた病院等の指定期間は、次回一斉指定更新までの残余期間とする。

2 指定更新を行わない年度においては、乙は甲に対し年度初めに指定病院等一覧を提出するものとする。

3 3年に一度の指定更新時に一時休止している指定病院等については、甲乙2者による指定解除の協議を行うものとする。

4 一時休止している指定病院等が再開する場合は、再開通知（確認書類等を添付）書類を甲に提出するものとする。

第8条 乙は毎年検査結果の概況を統計的にとりまとめたうえ、甲に通知する。

第9条 この協定の条項に規定のない事項については、必要に応じて協定当事者が協議のうえ定める。なお、組合が個別に指定病院等と手続き等の約定を交わし、健保連人間ドック健診を実施することについて、これを妨げない。

第10条 この協定は協定当事者の何れかが必要と認めた場合には、当事者双方の合意のうえ随時改めることができる。

第11条 この協定は平成30年4月1日より実施する。

この協定を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年3月31日

甲 健康保険組合連合会
会長 大塚 陸毅

乙 公益社団法人全日本病院協会
会長 猪口 雄二